

ミャンマーにおける宗教権威と政治権力

平 木 光 二

1

1. 19世紀以降のミャンマー上座仏教史は宗教権威の失墜とその再興のくりかえしの歴史であったといえよう。政府公認の現9ガインも分派の産物であって、60年代から70年代末にかけての閉塞した社会状況下に出現した“Ehi Bhikkhu”を名の異端などは現れるべくして現われた現象といえる。こうした状況に危機感を募らせた政治権力は、政治的思惑もあって宗教権威の回復を企図して80年の全宗派会議を計画し、Bago Myoma 長老を初代議長に推してミャンマー上座仏教界の最高機関(SSMNC, State Sanga Maha Nayaka Committee)を創設した。9派をすべて公認とする手法により宗教権威の一元化に向けての体制づくりがここにひとまず整った。

88年に国家法秩序回復評議会(SLORC)が誕生すると、Sāsanaの改革運動は政府主導で進められる傾向がいっそう顕著となった。SSMNCの創設期には、「サンガのことはサンガで」(83年議長声明)と訴えてサンガの清浄を自助努力によって回復させようとの意欲があった。が、その努力もそのわずか2年後に挫折をみる。違反者を官憲の手に委ねることはサンガの過失にはあたらぬとの声明を出して政治権力導入の容認に傾き、現在、SSMNCは政府の強い指導の下にある。

SSMNCが創設10周年を迎えようとする88年に発生した民主化闘争は、SSMNCの権威を試す試金石となったが、ラディカルな政治僧にたいして教権の無力化を露呈し、Khint Nyunt 第1書記の迅速な政治的対応—政府声明と布告の発布—に多くを負う結果となった。90年代に入っても、vivādādhikaraṇaをめぐるガイン間同志の係争があとを断たず、最小派閥、ヴェールゥン・ガインのVimalācāra 長老へ最高位の称号(Abhidhaja Maha Rattha Guru)を授与した裏にはそれらの勢力均衡にたいする政治的配慮が見え隠れし、結論的にいって、SSMNCの宗教権威の確立が充分達成された状況にあるとは言い難いといわなければならない。また、80年に宗教権威の一元化を組織面から支えるべく構築された中央集

権的管理機構に硬直化の兆候が現われはじめている。青年僧を指導監督する立場の中堅長老 Paññajotaka からは、現場の具申がトップに届かないと同僚長老連の不満を代弁する声も聞かれる。トップダウン方式という形態上に起因するこうした問題にくわえて、平均年令70歳強の最高位聖職者である SSMNC メンバーの大長老連(47名)と公称30余万のマス集団を形成する中堅・下位聖職者との間には、埋めがたい宗教・政治意識の断絶が認められる。そのことを内外に印象づけたのが、Tipiṭakadhara の逮捕投獄事件である。「SLORC への供養を拒否した」罪状により、史上4人目の三蔵法師、Sumangala Linkaryar 長老がついに90年投獄された。獄中では黄衣を剥奪されて非時食戒をまもることも許されず、僧としての尊厳を奪われたという。国際人権擁護団体の悲痛な非難とは対照的に、SSMNCの沈黙は政府の暴挙を容認するものであると一般に受けとられ、SSMNCのスタンスと若い僧たちのそれとが大きく乖離していることをうかがわせた。

サンガにとっても大きな問題のひとつであった異端問題はSSMNCの創設とともに終息をみたが、宗教倫理の問題はそう容易には解決せず、托鉢エリアを越境する違反行為、非時食戒・不飲酒戒違反、あるいは金銭を受けとる違反行為が現在も未解決の重要課題として残っている。徹底浄化を阻む要因として2つ指摘できよう。ひとつは注意された僧が敵意をむきだしにするので怖くて毅然とした措置がとれないという内部状況があること。いまひとつは法的側面、つまり法的拘束力の欠如の問題がある。SSMNCが出した金銭受領を禁じる通達第13号(81年)、第72号(86年)の無効が後者の例であるが、その欠を政治権力に肩代りさせようとしたため近年一つの社会問題をひきおこした。80年代末の都市貧民の強制移住とほぼ同時期に執行された「浄域からの立ちのき²⁾」問題がそれである。発端は、例の80年大会での「仏塔、僧院等の宗教施設領域内での在家の居住は好ましくない」とする決議(第10/80)を採択したことからはじまった。その後、実質的解決をみずに10年経過した90年、SSMNCは強力な指導性を発揮する SLORC への陳情と「政府当局が排除すること」を決議するに至った。政府はそれを受けてシェエピターほか、ダゴン北、ダゴン南、ブレなどの建設に動き、新開地へ住民を転居させたのであるが、この浄化運動が政府の都市開発推進の一手段として政治的に利用された懸念がもたれている。

2. サーナナの浄化・安定・発展を推進する目的で設立された SSMNC は、300余名の代議員から選出された47名の長老で構成されることをもって「47者委員会」

と通称される。議長、書記の各1名を軸とし、副議長、共同書記各6名、一般委員(33名)の総員47名よりなり、専ら宗教関係、教育関係、Vinicchayaの3領域について専門部会を組織して中央レベルの視点から審議をかさねる。その運営方法は、議長と書記の2名を除く残り45名は、副議長、共同書記各2名と委員11名の計15名をもって一単位とする「15者委員会」を3委員会(abc)組織する。任期、会期とも4か月であるが、会期(任期)が終了すると、aでの未審議事項をb、cへと順次引き継ぐ形態をとっている。

- 1) 宗教関係 伝道活動に伴う僧の保険に関する事項から、仏塔・僧院・ティン等の宗教施設の建設申請の処理、チャイティーヨーの仏壇にポーミンガウンの像が安置されている是非を問う問題に至るまで審議の対象は広範多岐に及ぶ。
- 2) 教育関係 ヤンゴン・マンダレーに開設され、SSMNCの議長が学長を務める両ペーリ大学の学制改革、政府主催の5種類の仏教試験制度の全般的管理、各種出版物・法話の検閲もおこない、聖典と照らして逸脱した解釈であると判定された場合には出版禁止の措置等がとられる。現在、荒廃した仏教教育制度の再建が緊急課題となっており、ポンドーギータウンの増設計画が進行中である。
- 3) Vinicchaya 僧の戒律違反、宗教施設の所有権をめぐる係争などを1会期約15件程度のペースで Vinidhaya-Apweにおいて審理する。裁判長1名を含む5名からなる長老によって構成されるが、評決は単純多数決によらず、ボッダの *desanā* にのっとって判定するという³⁾。また地方レベルの問題を担当する Vinidhara 長老は全国に約4,500名を数える。

以上のような諸事項を議長と書記の監督・指示を仰ぎながら、毎水曜日を審議日として15者委員会で審議決定し、その決定・未決事項は15者委員会の各会期末毎に開かれるSSMNCに報告される。そしてSSMNCはその活動報告書を年度終了時に年1回開催される大会に提出し承認を受ける基本形態がとられている。

2

政治と宗教のあいだにはアウンサン・スーチーの発したコメント(94.9)のごとく‘legitimacy’の問題が横たわるが、と同時に社会・文化の根幹であるサーサナが衰退すれば国家も衰亡するとの危機意識がミャンマーの政治指導者のあいだに存することが知られている。共産主義の脅威が現実となり、中国系ミャンマー人が居住するシャン州北東部のコーカン地方では1968年頃まで仏教の伝統が途絶えた苦い経験もある。こうした政治状況のなかで一連の改革のイニシアティブを握

ってサンガを政府行政機関に従属させ、宗教権威の安定を行政の手で維持管理する体制の構築をなした政治権力は、91年5月宗教省に宗教伝道推進局 (Religious Affairs Department for Promotion and Propagation of the Sasana) を新設したのを契機として、改革運動の重点目標を「浄化・安定」から「発展」へと移しつつあり、ネパールなど諸外国への仏教の輸出に注力する一方、国内にあっては若年層の仏教離れを阻止し、国内内部での求心力づくりをねらって平野部の未信徒の深耕・拡大に重点をおく伝道活動が本格化しはじめている。この伝道活動には従来の山地民族主体の伝道プログラムを再組織し、本部を宗教省・宗教伝道推進局に置くテラヴァーダ仏教伝道勸告執行委員会 (94年) が中心となっており、その下に多数の僧が動員されている。僧には政府・国民の付託にこたえて宗教者としての職責を果たす責務があるとの政府の見解が、こうした現実的宗教施策をつうじて徐々に僧の意識のなかに浸透しつつある。従来のサンガ網の活性化をはかりながら、99の主要都市と全国の町村に、pariyatti を教える教学所と、paṭipatti として Kammaṭṭhāna や Vipassanā を実修する瞑想道場、および一般伝道所の3つを柱とする宗教伝道施設を配置する体制がとられた。伝道者養成機関の研修課程を受講し、一定の要件を満たせば、僧だけでなく一般在家者もこの活動に従事できるようにした点に、経済の開放と同様、政府の宗教政策にも柔軟化のきざしがうかがえる。そしてこうした動きと呼応して、91年からは従来叙勲の対象外であったが82年以降教圏の拡大の著しい尼僧、さらには一般市民も広く顕彰する制度を設け、広範なサーサナの改革運動を通じて公正な仏教社会の実現をめざしたいとの意向が政府内部にはあるものようである。

3

現代ミャンマー仏教史上重要な意義をもつひとつの会議が初代議長没後の93年10月14日、カバエーにおいて政府・SSMNCの主要関係者を集めて開催された。「サーサナ浄化会議」と題するこの会議において、バゴー・ミョウマ長老議長在任時代におけるサーサナの改革運動の成果が問われたのである。この席上、Myo Nyunt 宗教大臣より宗教と政治の古くて新しい関係について論及があり、ダンマに基づく宗教権威 (ダンマセツ) と政治権力 (アーナーセツ) の協調を首脳間で確認しあったことが最大の成果として注目される。懸案事項をのこしながらも、80年を起点とするこの改革運動が大きく前進したのは SLORC の政治力に負うところが大きであるとの暗黙の合意が公の場で提示されるかたちとなった。Kossala 長老

は、この会議のなかで、必要とあらば、SSMNC 以下地方仏教僧伽は宗教省および各市町村の政府機関に協力を要請することとし、このことは vinaya-dhamma にかなることであると明言し、SSMNC と宗教省との今後の関係について示唆的発言をのこすとともに、ミャンマー仏教の将来がまさに政府・宗教省の手に握られていることをそれはうかがわせるものであった。

95年第4期全宗派会議の開催とともに、Sobhita 長老を第2代議長とする新指導体制がうごきはじめたところであるが、折しもミャンマー経済は市場経済を導入し、ASEAN への加盟実現にむけて大きくかわろうとしている。消費文明の波が近い将来ひきおこさずにはおかない国民の信仰心のゆらぎと仏教のピャンブワイエーをいかにして調和的に発展させてゆくのか、今後の SLORC と SSMNC の指導性に大きな関心もたれている。

本稿を作成するにあたり、ウー・タウンウィン氏 (U Thaug Win, Asistant Compiler of Department of Religious Affairs) には資料蒐集の協力のみならず、きわめて有益なご教示に種々あずかった。ここに深く謝意を表します。

紙幅の都合により、用意した注記は大幅に割愛せざるをえなかった。

1) 同教団教祖を面談調査したウー・アウンミン氏 (U Aung Myint, Dhammacariya) の私信によれば、エヤワディ管区を中心に2万人、ヤンゴン管区にも1万人の信者を数えたこの教団は70年代末に解散させられたという。

Vinaya にも記述が残っている“Ehi bhikkhu”とはサンガへの最も古い入団形式を示すとされるが、いうまでもなくブッダの入滅をもって消滅した。下層階級の人々で構成されたこの教団では、テイン (simā) で受戒式をおこなわず、教祖が出家を望む俗人を水のたまった水田のなかに立たせ、「汝はヤハン (bhikkhu) になった」と三たび唱えることで出家させていたのだという。

2) 日本学術会議の二国間学術交流派遣代表団の一員として、1993年12月、ミャンマー等の学術視察に従事された前田恵学博士よりパーリ学仏教文化学会例会 (94年1月) において、シュエダゴン仏塔東側地区における住民立ちのき問題の存在が指摘されている。

3) 第九期 (第26回 Vinicchaya) の Vinicchaya 裁判長を SSMNC から委嘱されたアマラプーラ市在住の Medhiya 長老 (Agga Mahapandita) の私信による。ご教示に謝意を表します。

〈キーワード〉 宗教権威, 政治権力, SSMNC, Sāsana

(東方研究会専任研究員)